

参 考 资 料

参考資料－1 泉佐野市都市計画マスタープラン策定の経緯

1. 泉佐野市都市計画マスタープラン策定の体制

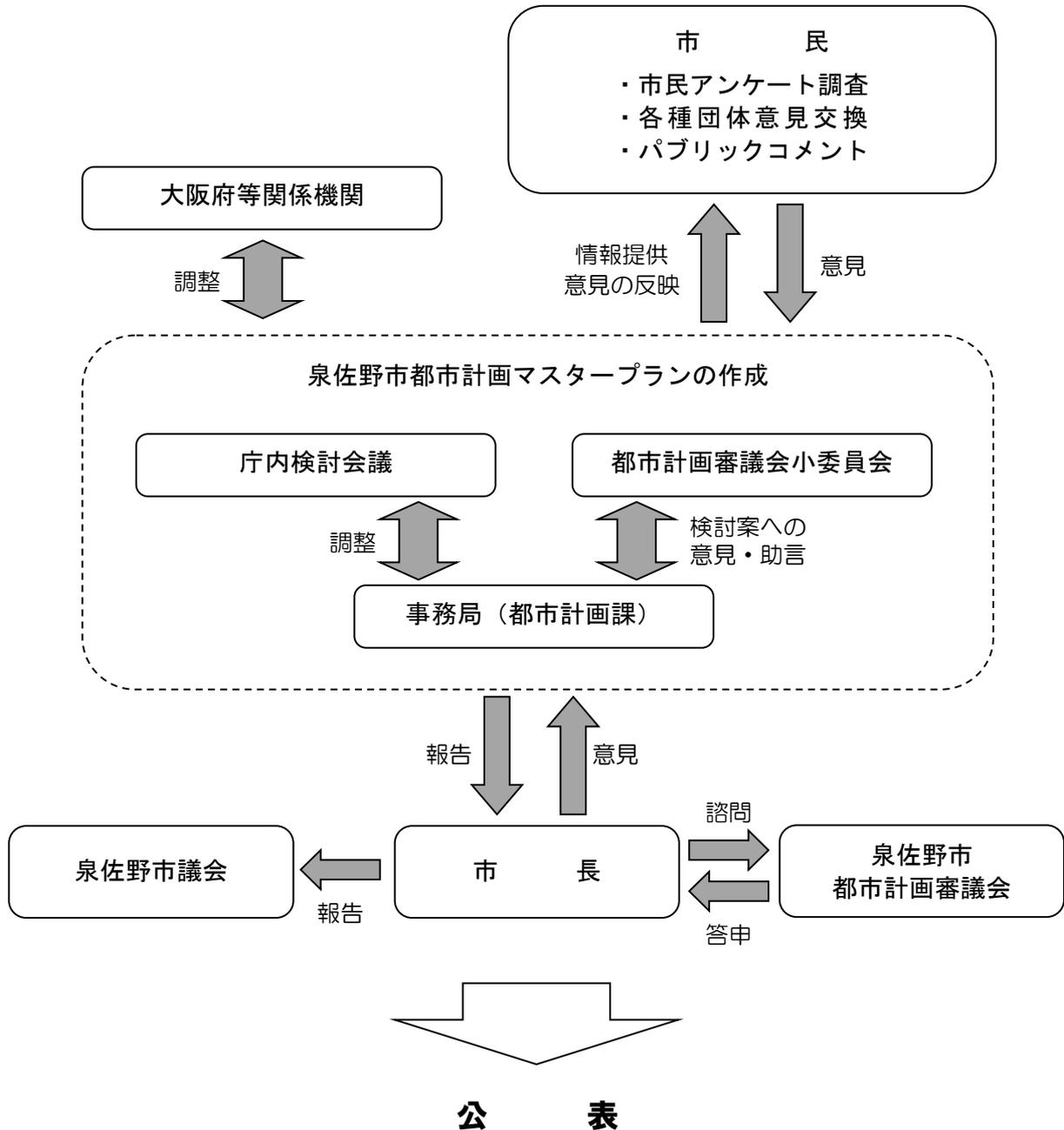


図 泉佐野市都市計画マスタープラン策定の体制

泉佐野市都市計画審議会

(敬称略)

氏名	所属	区分
会長 増田昇	大阪府立大学名誉教授	1号 学識経験者
副会長 大西一嘉	神戸大学大学院工学研究科研究員	
稲本恵子	大阪観光大学准教授	
土原こずえ	泉佐野市議会議員	2号 市議会議員
野口新一	泉佐野市議会議員	
西野辰也	泉佐野市議会議員	
高道一郎	泉佐野市議会議員	
日根野谷和人	泉佐野市議会議員	
辻野隆成	泉佐野市議会議員	3号 関係団体 代表者
濱崎忠親	泉佐野商工会議所会頭	
道下義隆	大阪泉州農業協同組合理事	
古谷春雄	泉佐野市土地改良事業団体連絡協議会会長	
松浪正美	泉佐野市町会連合会副会長	

泉佐野市都市計画審議会 都市計画マスタープラン小委員会

(敬称略)

氏名	所属
委員長 増田昇	大阪府立大学名誉教授
大西一嘉	神戸大学大学院工学研究科研究員
稲本恵子	大阪観光大学准教授
松浪正美	泉佐野市町会連合会副会長

都市計画マスタープラン 庁内検討会議

区分	部署
会長	都市整備部長
副会長	生活産業部 環境衛生施設広域処理・建設計画担当理事
委員	都市整備部 まちづくり調整担当理事
	市長公室 政策推進課長
	生活産業部 農林水産課長
	生活産業部 まちの活性課長
	生活産業部 環境衛生課長
	都市整備部 建築住宅課長
	都市整備部 道路公園課長
	上下水道局 下水道整備課長
	上下水道局 水道工務課長
事務局	都市整備部 都市計画課

2. 泉佐野市都市計画マスタープランの策定経緯

日 時	内 容
平成 30 年	
4 月 19 日～5 月 30 日	市民アンケート調査 ・市内在住の満 18 歳以上の男女 3,000 人を対象（無作為抽出）
4 月・5 月	関係課ヒアリング
6 月 20 日	第 1 回 庁内検討会議
6 月 29 日	第 1 回 都市計画審議会
6 月 29 日	第 1 回 小委員会
8 月・9 月	各種団体意見交換
8 月 29 日	第 2 回 小委員会
8 月 29 日	第 2 回 庁内検討会議
11 月 12 日	第 3 回 小委員会
11 月 29 日	第 2 回 都市計画審議会
平成 31 年	
1 月 18 日～2 月 8 日	パブリックコメント ・泉佐野市都市計画マスタープラン案に関する意見聴取
2 月 28 日	第 3 回 都市計画審議会 ・泉佐野市都市計画マスタープランの答申

参考資料 - 2 上位・関連計画の概要

1. 大阪府

大阪府国土利用計画（第五次）		策定年月：平成 29 年 3 月
計画期間	—	
土地利用の基本理念	これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する	
土地利用の将来像と基本方針	<p>（１）将来像１：にぎわい・活力ある大阪</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人・企業を呼び込む質の高い都市の形成 ②大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化 <p>（２）将来像２：みどり豊かで魅力ある大阪</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市の格を高める魅力ある都市空間の創造 ②環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成 <p>（３）将来像３：安全・安心な大阪</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害に強い都市の構築 ②誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成 	
土地の区分ごとの基本方向	<p>（１）農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手の確保や、農業生産基盤の整備・維持管理や農地の貸借の取組等による農地の保全・活用の推進 ・都市農地が持つ多様な機能を発揮させるため、生産緑地も農業生産機能を確保し、貴重な緑地空間及び防災空間として有効かつ適切に保全 ・宅地化農地が転換される際に緑が確保されるよう配慮 <p>（２）森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業等の導入による、森林の保全・整備 ・多様な担い手の参画による里山の保全活動や、森林環境税を活用した健全な森林を次世代に引き継ぐ取組の緊急かつ集中的な実施 ・都市の貴重なみどりである社寺林等の保全 <p>（３）河川・水面・水路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や流域の特性に応じた、水資源の適正な維持管理、改修・整備の推進 ・自然環境保全、水質改善、緑化推進、安全面に配慮した親水空間の創出 <p>（４）道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路ネットワークの強化 ・高速道路機能の強化 ・橋梁の耐震化や広幅員道路の整備などによる防災機能の強化 ・総合的な交通安全対策の推進 ・道路の緑化等による海と山をつなぐみどりの風の軸の形成の推進 <p>（５）公園・緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の適切な維持管理、改修、整備の促進 ・みどりのネットワーク形成 <p>（６）住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住環境の維持・改善による、安全・安心、魅力ある生活環境の向上 ・密集市街地での防災性の向上、新たな住民が居住するなどのまちの活性化に寄与し、地域の安全性向上にもつながる魅力あるまちづくりの推進 ・経年したニュータウンでの、多様な世帯が居住できる住宅・施設の更新、医療 	

や福祉機能の確保等、まちの再生に向けた土地利用

- ・災害リスクの高い地域での新たな市街化の抑制、安全な地域での土地利用誘導

(7) 工業用地

- ・企業の流出の防止と、府外からの企業立地の促進
- ・周辺環境に配慮し、地域や企業の立地ニーズに対応した適切な土地利用の促進
- ・住工混在市街地における、地域の実情に応じた工場立地の誘導と調和のとれたまちづくりの推進

(8) 商業・業務施設等用地

- ・ネットワーク型都市構造の強化に資する土地利用の誘導
- ・都心部や主要鉄道駅周辺等での商業・業務施設等の都市機能の集積による土地の有効・高度利用の促進
- ・イノベーションを先導する企業の誘致と研究開発拠点の整備促進

(9) その他

①空港・港湾その他運輸施設用地

- ・関西国際空港や阪神港等ベイエリアにおける国際物流拠点の整備や機能強化の促進

②鉄道

- ・都市間の連携強化や広域拠点・観光地へのアクセス性の向上や鉄道ネットワークの充実に向けた取組の促進

③沿岸域

- ・自然海岸、人工海岸の保全
- ・港湾・漁港施設、産業施設等が立地又は立地が見込まれる区域での周辺の土地利用との調和と、津波・高潮対策等の災害に配慮

④低未利用地

- ・市街地の低未利用地での土地の整序・集約化による、計画的かつ適正な土地利用の促進

土地利用区分	面積(ha)		面積増減(ha)
	H25年	H39年	
①農地	13,560 (7.1%)	12,240 (6.4%)	-1,320
市街化調整区域	9,870	9,210	-660
市街化区域	3,690	3,030	-660
②森林	57,910 (30.5%)	56,030 (29.4%)	-1,880
③河川・水面・水路	10,060 (5.3%)	10,000 (5.2%)	-60
④道路	17,600 (9.3%)	18,340 (9.6%)	+740
⑤都市公園	4,690 (2.5%)	4,960 (2.6%)	+270
宅地	60,790 (32.0%)	61,780 (32.4%)	+990
⑥住宅地	34,390 (18.1%)	35,320 (18.5%)	+930
⑦工業用地	4,560 (2.4%)	4,560 (2.4%)	0
⑧商業・業務施設等用地	21,840 (11.5%)	21,900 (11.5%)	+60
⑨その他	25,540 (13.4%)	27,380 (14.4%)	1,840
合計	190,150 (100.0%)	190,730 (100.0%)	580
人口集中地区(市街地)	90,670	90,570	-100

大阪府土地利用基本計画		策定年月：平成30年3月
土地利用計画 策定の目的	<p>国土利用計画を基本として作成。</p> <p>土地利用の基本方向と「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、及び土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画について定めることで、適正かつ合理的な土地利用を図る。</p>	
土地利用の 基本理念 (国土利用計画の 基本理念と同様)	<p>これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する。</p>	
土地利用の将来 像と基本方針 (国土利用計画 の将来像と基本 方針と同様)	<p>(1) 将来像1：にぎわい・活力ある大阪</p> <p>(2) 将来像2：みどり豊かで魅力ある大阪</p> <p>(3) 将来像3：安全・安心な大阪</p>	
土地利用の原則	<p>(1) 都市地域</p> <p>○都市計画区域に指定又は指定されることが予定されている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域は、安全性、快適性、利便性等に配慮した市街地の整備、開発、及び交通体系、公園緑地、下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進する。密集市街地の再整備を推進する。 ・市街化調整区域は、特定の場合は除き、都市的土地利用を抑制し、良好な都市環境を保持するため、緑地等の保全を図る。 <p>(2) 農業地域</p> <p>○農業振興地域に指定又は指定されることが予定されている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全と有効活用を図る。 ・農用地区域内は、土地改良、農地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進し、他用途への転用は行わない。 ・農用地区域を除く農地は、農業生産力が高いもの等については、農業以外の用途への利用を極力避け、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了とした場合は、その調整された計画を尊重する。 <p>(3) 森林地域</p> <p>○国有林、地域森林計画対象民有林が定められている又は定められることが予定されている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の保全及び利用を進め、多面的機能が総合的に発揮されるよう整備を図る。また、既存の緑の質の向上・回復・形成を図る。 ・地域森林計画対象民有林については、極力他用途への転用を避ける。 等 <p>(4) 自然公園地域</p> <p>○自然公園に指定又は指定されることが予定されている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園地域は、優れた自然の保護とその適正な利用を図る。 ・特別地域は、開発行為は極力抑制する。 ・その他の自然公園地域においては、自然公園としての保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力抑制する。 等 <p>(5) 自然保全地域</p> <p>○大阪府自然環境保全地域に指定又は指定されることが予定されている地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然保全地域については、積極的に保全を図り、原則として土地の利用目的を変更しない。 等 	

大阪府における都市計画のあり方（答申）		策定年月：平成 28 年 2 月
目標年次	平成 39（2027）年 基準年次：平成 25 年	
大阪の都市づくりの基本目標	<p>（1）国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国際的なビジネス環境を備えた都市の形成 ②国内外の人を呼び込む都市魅力の創造 <p>（2）安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ①産業・暮らしを支える都市環境の整備 ②安全・安心を確保する都市づくりの推進 <p>（3）多様な魅力と風格のある大阪の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既成市街地の再生と活性化 ②地域資源を活かした質の高い都市づくりの推進 	
大阪の都市構造と今後の都市づくりの基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争に打ち勝つ強い大阪を形成するには、広域的な都市圏を想定して、健康・医療研究等の拠点を形成し、歴史・文化資源等の良質なストックを活かして、より質の高い都市づくりを進めるべき。 ・これまでの都市づくりで蓄積された多様な都市機能やサービスを活かす、“都市の成熟化に対応した都市づくり”を進めるべき。 ・地域ごとに進めるコンパクトなまちづくりだけではなく、生活者の多様なニーズに応じた都市機能を整え、アクセス性を高めることで、都市圏全体の魅力を高めていく都市づくりへ転換する必要がある。 <p>→生活者の視点に立った、公共交通ストックを活かしたネットワークをより重視した都市づくりの推進</p>	
大阪の都市づくりの方向性	<p>（1）大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化</p> <p>①大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通ストックを活かした関西国際空港や新大阪駅等へのアクセス性の向上と、地域間の連携強化 ・環状道路等の整備による、物流ネットワークの強化 ・リニア中央新幹線等の整備による国土構造の変化を見据えた広域的なネットワークの強化 <p>②立地特性、土地利用状況を踏まえた都市づくり</p> <p>○一般市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化や市街地の不燃化、密集市街地の防災性の向上 ・既成市街地の再生による多様な暮らしを選択できる都市の形成 ・郊外住宅地での都心では得られない多様な価値を付加することによる、定住魅力の向上 ・集落地での空き家や空き地等の低未利用地の利活用による集落機能の維持と活性化 <p>○ベイエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンターテイメント等の集客施設の立地促進等による都市の魅力の向上 ・臨海工業地帯での製造・物流施設の立地の促進等による阪神港等の物流機能の強化 <p>③都市活動を支える安全・安心な都市の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の防災性の向上と、減災の考え方に基づいたハード・ソフトの対策の組み合わせによる、治水対策、土砂災害対策、津波浸水対策の推進 ・鉄道駅や道路のバリアフリー化、歩道や自転車レーンの確保等による歩行者の安全確保等、交通安全・防犯対策等と連携した都市空間の整備 <p>④魅力と風格のある都市空間の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に強く印象づける「大阪の顔」となる都市空間の創造 ・近隣府県との連携による都市圏の魅力の向上 ・各地域が自らの資源に磨きをかけ、多様な魅力を備えた都市空間の創造 	

	<p>(2) 都市マネジメントの推進</p> <p>①大阪都市圏を見据えた都市づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣府県と連携し府県を結ぶハード・ソフトのネットワークを形成する体制の強化 ・産・公・民・学が目標を共有し、力を合わせて活動する連携の仕組みづくり <p>②広域的な都市づくりの推進と市町村支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域マスタープラン等による広域的な都市づくりの方針の明確化 <p>③エリアマネジメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となった既存ストックや公的不動産等の効果的な活用の仕組みの構築 ・森林や農地の担い手の確保と市街地と自然環境を一体的に維持・管理する仕組みづくり <p>→都市の防災性の向上を図りながら、生活者の視点に立ってネットワークをより重視した都市づくりを進める観点とその実現手段のひとつである都市マネジメントの推進</p>
--	---

南部大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)		策定年月：平成23年3月 (平成28年3月一部改定)						
目標年次	平成32(2020)年							
都市づくりの将来像と基本方針 (大阪府国土利用計画(第四次)の土地利用の将来像、基本方針と同様)	(1) 将来像1：にぎわい・活力ある大阪 (2) 将来像2：みどり豊かで魅力ある大阪 (3) 将来像3：安全・安心な大阪							
土地利用に関する方針	(1) 区域区分の決定 <ul style="list-style-type: none"> 住宅系市街地拡大の抑制を基本 関西国際空港2期島が保留区域に設定されている 目標年次における市街化区域の規模 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年次</th> <th>平成22年 (実績)</th> <th>平成32年 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域面積</td> <td>35,314ha</td> <td>35,244ha (35,462ha)</td> </tr> </tbody> </table> (2) 用途地域の指定 <ul style="list-style-type: none"> 第6回一斉見直し後の用途地域のあり方として、地域の特性に応じた容積率の見直しや高度地区の指定も含め、用途地域の見直しの検討を進める (3) 市街化調整区域の土地利用 <ul style="list-style-type: none"> 金剛生駒・和泉葛城山系の維持・保全 都市近郊に広がる農空間の保全・活用 既存集落における集落機能の維持 市街化調整区域における新たな住宅地開発の抑制 (4) 都市防災 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の建ぺい率60%以上の地区での準防火地域の指定の促進 10ha未満の広域避難地の防火・準防火地域の指定等による不燃化の促進 密集市街地等の災害に対して危険性の高い市街地での耐火建築物・準耐火建築物への建替の誘導 土砂災害防止施設の整備の推進、土砂災害警戒区域等の指定 市町村との連携による、流出抑制対策の推進 防潮堤の整備や耐震対策の実施、津波防災情報システムの充実 		区分 \ 年次	平成22年 (実績)	平成32年 (目標年次)	市街化区域面積	35,314ha	35,244ha (35,462ha)
区分 \ 年次	平成22年 (実績)	平成32年 (目標年次)						
市街化区域面積	35,314ha	35,244ha (35,462ha)						
都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針	(1) 交通施設 <ul style="list-style-type: none"> 公共交通を中心としたまちづくりの促進 大阪都市再生環状道路や府県環連絡道路の整備 効率的なネットワークの形成 歩行者・自転車走行空間の確保やバリアフリー化の実施 関西国際空港が、国際拠点空港となるよう、国に働きかけ (2) 下水道 <ul style="list-style-type: none"> 下水道の普及及び接続率の向上 公共用水域の水質改善 合流式下水道の改善 浸水対策 既存下水道の長寿命化による、施設ストックの有効活用 既存施設の耐震補強 下水道資源の有効活用 							

	<p>(3) 河川整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間雨量 50mm への対応の実施 ・ 想定外の降雨に対する被害軽減に向けた、今後の土地利用のあり方の検討や雨水貯留・浸透事業の実施、ため池利用、農空間の保全等の対策の実施 <p>(4) 市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既成市街地の再生、防災性の向上 ・ 都市拠点の形成など広域的なにぎわいづくり→りんくうタウンの整備 ・ 幹線道路沿道等のまちづくり ・ 多様化する居住ニーズへの対応と産業集積の促進 ・ 都市的土地利用と農地が調和したまちづくり ・ 府営施設跡地等、公共施設跡地の活用と促進 <p>(5) 都市計画施設等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期未着手の都市計画道路の見直し ・ 都市計画公園・緑地・墓園や施設緑地や地域制緑地等を一体的に評価する仕組みについて検討
都市魅力の創造	<p>(1) 都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境負荷の少ない集約・連携形都市構造の強化、エネルギーの効率的利用の促進、民間業務部門におけるカーボンマイナスの推進、再生可能エネルギー等の利用促進 ・ ヒートアイランド対策 ・ 公害への対応 ・ 生物多様性の保全・向上 <p>(2) みどりの大阪の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「みどりの大阪推進計画」の地域別の緑の将来像を踏まえる ・ みどりのネットワークの形成、「みどりの風の軸」の形成に重点的に取り組む <p>(3) 都市景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に応じたきめ細かな景観計画の策定 ・ 無電柱化の促進 ・ みどり空間の充実 ・ 屋外広告物の規制・誘導 ・ 建築物の高さの制限

みどりの大阪 推進計画		策定年月：平成 21 年 12 月
計 画 期 間	平成 37 (2025) 年まで	
緑地の確保目標	「緑地」の府域面積に対する割合を約 4 割以上確保	
緑化の目標	市街化区域の緑被率 20% (現況の 1.5 倍)	
実現戦略と 具体的戦略	<p>基本戦略 1：みどり豊かな自然環境の保全・再生 (1) 周辺山系・農空間のみどりの保全・再生 ①健全な森づくり ②彩りのある森づくり ③農空間の保全と活用</p> <p>(2) 臨海部のみどりの保全・再生 ①自然環境に配慮した海辺づくり ②海辺のみどりの連続性とアクセスの確保</p> <p>基本戦略 2：みどりの風を感じるネットワークの形成 (1) 主要道路を主軸としたみどりのネットワークの形成 ①主軸となる道路空間のみどりの拡充</p> <p>(2) 主要河川を主軸としたみどりのネットワークの形成 ①主軸となる河川空間のみどりの拡充</p> <p>(3) 大規模公園緑地を拠点としたみどりのネットワークの形成 ①拠点となる大規模公園緑地の充実</p> <p>(4) 主軸や拠点となるみどりの連続性や厚みと広がり確保 ①みどり豊かなセミパブリック空間の創出による「みどりの風の軸」の形成</p> <p>基本戦略 3：街の中に多様なみどりを創出 ①公共施設(府有施設)の緑化の推進 ②公共施設(市町村施設等)との連携</p> <p>基本戦略 4：みどりの行動の促進 ①みどりづくりを通じた地域力再生の推進 ②府民、NPO、企業等との連携推進 ③みどりの人づくり・組織づくり</p>	
地域別のみど りの将来像 (泉州地域)	<p>海と山をつなぐみどりの風の軸の形成</p> <p>(1) 骨格となるみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和泉葛城山系の保全、整備 ・泉南西部地域における府営自然公園の指定の推進 ・和泉葛城山系の山麓から丘陵部にかけての市街地からの景観に十分配慮した緑地の保全、整備 ・大阪臨海線等の街路樹の育成と充実 ・自然海浜保全地区、干潟、港湾緑地及び公共施設を活用した緑地の保全、整備 ・りんくう公園、泉佐野丘陵緑地等の保全、整備 <p>(2) 骨格に準ずるみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市基幹公園、住区基幹公園の保全、整備 ・紀州街道、熊野街道などの旧街道周辺環境の保全、整備 ・泉州山手線等の街路樹の育成と充実 ・河川環境整備 ・臨海部の大規模施設の緑化 <p>(3) きめ細やかなみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な都市環境に資する生産緑地地区の保全、市民農園や市民緑地等の整備 ・農地やため池、水路等が一体となったみどり豊かな農空間の形成 ・泉北・泉南丘陵の住宅地等における良好で開放性の高い民有地緑化の推進 ・泉州水路網やため池の環境整備 ・学校等の公共施設の緑化 	

2. 泉佐野市

第5次泉佐野市総合計画（案）基本構想・基本計画		策定年月：平成31年1月時点
計画期間	平成31年度～平成40年度	
将来像	世界に羽ばたく国際都市 泉佐野 一ひとを支え ひとを創り 賑わいを創る―	
基本方向	1. 地域の強みを生かし、賑わいを創り出すまちづくり（活力・賑わい） 2. ひとを豊かに育むまちづくり（子育て・教育） 3. 市民と協働し、すべてのひとが輝けるまちづくり（自立・協働・多様性） 4. すこやかで、ひとがつながり支え合うまちづくり（支え合い・福祉・健康） 5. 安全でひとと環境にやさしいまちづくり（安全・防災・環境） 6. 快適で住みやすいまちづくり（快適・憩い・生活基盤）	
基本方向	◆地域の強みを生かし、賑わいを創り出すまちづくり ①観光 ・観光産業の発展（訪日外国人旅行者の受入環境整備 等） ・良好な景観の形成（地域特性を生かした景観の保全・形成、良好な都市景観の形成を目指した条例に基づく届出制度の活用 等） ・歴史文化の保存活用（史跡・重要文化的景観の適切な保護と活用、歴史的遺産の保護と観光資源としての活用 等） ②国際化 ・りんくうタウンを生かした国際化（MICEの誘致等による国際交流の推進、アイススケート場を核としたまちづくりの推進 等） ③産業 ・農業振興・漁業振興（農業基盤の整備、フィッシュヤンズ・ワールド構想区域における賑わいづくりの推進 等） ・森林保全（木材生産や公益機能の発揮のための総合的な取組の推進 等） ・商工業振興（空き店舗を活用した新規ビジネス創出や商店街の活性化、企業誘致 等） ◆安全でひとと環境にやさしいまちづくり ①消防・防災の充実 ・消防・防災の充実（泉佐野市国土強靱化計画に基づく施策の総合的・計画的推進、防災情報伝達の充実 等） ②環境衛生・環境保全 ・環境保全の推進・循環型社会の構築（地球温暖化対策の推進、3R推進の周知・啓発 等） ③廃棄物処理 ・安全で適切な廃棄物処理の推進（ごみの広域処理を行う新たな処理施設の計画の推進 等） ◆快適で住みやすいまちづくり ①道路・交通 ・快適で住みやすいまちづくり（公共交通ネットワークの充実） ・道路環境の充実と道路網の整備（橋梁長寿命化の推進、都市計画道路・歩行者空間の整備 等） ②公園・緑地 ・憩いとレクリエーション空間の形成（公園・緑地の整備と保全） ③上下水道 ・安全安定した水の供給（水道施設全般の計画的・効率的な更新 等） ・下水道整備の推進（汚水整備の推進、雨水整備による浸水被害の軽減 等） ④住宅 ・安全で快適な住宅地の整備（安全で快適な住宅地の整備、空家等の利活用の推進 等） ・市営住宅の整備（民間活力の導入による市営住宅の計画的な整備 等） ⑤市街地整備 ・地域に合った都市機能の形成、安全で快適なまちづくりの推進（都市計画手法を活用したまちづくり、防災まちづくりの推進 等）	

泉佐野市人口ビジョン 泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略		策定年月：平成 27 年 10 月																																																
計 画 期 間	人口ビジョン：平成 72（2060）年のあるべき人口水準を見通している 総 合 戦 略：平成 27 年度～平成 31 年度																																																	
人口の 将来展望	<p>平成 72（2060）年に 100,666 人を将来展望とし、長期的には、100 年後に自然減が止まった後は、社会増によって 12 万人に迫る可能性もある。</p> <p style="text-align: center;">将来人口の推計のシミュレーション</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>将来人口の推計のシミュレーション (人)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>パターン1</th> <th>ケース1</th> <th>ケース2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22 (2010)</td><td>100,000</td><td>100,000</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>H27 (2015)</td><td>100,500</td><td>99,500</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>H32 (2020)</td><td>100,000</td><td>99,000</td><td>100,500</td></tr> <tr><td>H37 (2025)</td><td>98,500</td><td>98,000</td><td>101,000</td></tr> <tr><td>H42 (2030)</td><td>96,500</td><td>96,500</td><td>101,500</td></tr> <tr><td>H47 (2035)</td><td>93,500</td><td>94,500</td><td>101,500</td></tr> <tr><td>H52 (2040)</td><td>90,000</td><td>92,500</td><td>101,500</td></tr> <tr><td>H57 (2045)</td><td>87,000</td><td>90,500</td><td>101,500</td></tr> <tr><td>H62 (2050)</td><td>83,500</td><td>88,500</td><td>101,500</td></tr> <tr><td>H67 (2055)</td><td>79,500</td><td>86,500</td><td>101,500</td></tr> <tr><td>H72 (2060)</td><td>74,671</td><td>83,897</td><td>100,666</td></tr> </tbody> </table>		年	パターン1	ケース1	ケース2	H22 (2010)	100,000	100,000	100,000	H27 (2015)	100,500	99,500	100,000	H32 (2020)	100,000	99,000	100,500	H37 (2025)	98,500	98,000	101,000	H42 (2030)	96,500	96,500	101,500	H47 (2035)	93,500	94,500	101,500	H52 (2040)	90,000	92,500	101,500	H57 (2045)	87,000	90,500	101,500	H62 (2050)	83,500	88,500	101,500	H67 (2055)	79,500	86,500	101,500	H72 (2060)	74,671	83,897	100,666
年	パターン1	ケース1	ケース2																																															
H22 (2010)	100,000	100,000	100,000																																															
H27 (2015)	100,500	99,500	100,000																																															
H32 (2020)	100,000	99,000	100,500																																															
H37 (2025)	98,500	98,000	101,000																																															
H42 (2030)	96,500	96,500	101,500																																															
H47 (2035)	93,500	94,500	101,500																																															
H52 (2040)	90,000	92,500	101,500																																															
H57 (2045)	87,000	90,500	101,500																																															
H62 (2050)	83,500	88,500	101,500																																															
H67 (2055)	79,500	86,500	101,500																																															
H72 (2060)	74,671	83,897	100,666																																															
総合戦略の 基本目標と目 標達成のため の施策	<p>基本目標① 安定した雇用を創出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活かした産業振興と創業支援 ・ 企業誘致 ・ 地域産業の競争力強化 ・ 人材育成・雇用機会の拡充 等 <p>基本目標② 定住魅力の強化により泉佐野市への新しいひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定住・移住の促進 ・ インバウンド観光による交流人口の拡充 ・ 国際医療交流の拠点づくりの推進 等 <p>基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若い世代の経済的安定 ・ 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ・ 安心・安全な出産・子育て支援の充実 ・ 国際交流の推進 ・ 仕事と生活の調和の啓発 等 <p>基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通ネットワークの整備 ・ 時代に合った行政サービスの実現 ・ 市民が地域防災の担い手となる環境の確保 ・ エネルギーの地産地消 ・ 地域づくり 等 																																																	

泉佐野市国土強靱化地域計画		策定年月：平成30年3月
計画期間	平成30年度～平成39年度	
目指すべき将来の地域の姿	「ひと」が集い、「まち」が輝き・賑わう レジリエンス・迎都 泉佐野	
事前に備えるべき目標 起きてはならない最悪の事態を回避するための具体的な取組み	<p>◆大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる 【都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や延焼拡大による死傷者の発生を回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地等の対策（道路の狭隘区間の改良等による防災空間の確保） ・準防火地域等の指定促進（準防火地域の拡大に加え、小規模建物を不燃化する地区計画等の導入） ・市有建築物の耐震化、民間住宅・建築物の耐震化の促進 ・市営住宅の長寿命化及び適正管理の推進 ・住宅・建築物の液状化対策の普及啓発 ・災害に強い良質なマンション整備の周知 ・地域における防災・減災力の向上（防災ガイド(防災マップ)及び地区別ハザードマップを活用した危険性の周知、自主防災の組織化・活性化 等） <p>【不特定多数が集まる施設の倒壊・火災を回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所、医療機関・社会福祉施設等の耐震化 等 <p>【異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水を回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道(雨水)施設の整備及び治水対策の促進（下水道雨水管渠や雨水ポンプの整備、中央ポンプ場の耐震化及び長寿命化 等） <p>【風水害・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態を回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の防災・減災対策の促進（「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づいた対象ため池の耐震診断と必要な耐震対策の実施、大阪府との連携によるため池ハザードマップの作成や住民周知） <p>◆大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p> <p>【被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保（未整備の地域緊急交通路3路線の整備の推進、新たな地域緊急避難路(新家田尻線)の指定、広域緊急交通路の阪和自動車道を補完する道路として期待できる(仮称)京奈和関空連絡道路の整備推進 等） ・水道の早期復旧及び飲料水の確保（大阪広域水道企業団との連携による水道施設・管路の計画的な更新・耐震化の実施 等） <p>【被災地における疫病・感染症等の大規模発生を回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進（公共下水道(汚水)の整備済み区域の拡大と必要に応じた既設下水管の耐震補強や老朽下水道管の更新） <p>◆大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>【役所機能の機能不全を回避】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報の収集・伝達（通信手段の充実 等） <p>◆大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p> <p>【地域交通ネットワークが分断する事態を回避】（重複する取組みは省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁の長寿命化などの適正管理の実施 <p>◆制御不能な二次災害を発生させない</p> <p>【市街地等での複合災害の発生を回避】（重複する取組みは省略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域避難地等の確保（末広公園を広域避難地として指定し防災・減災機能の充実を図る、災害種別に応じて指定する指定緊急避難場所の適正配置の検討と市民への周知） 	

参考資料－3 用語解説

アルファベット

MICE施設	<p>MICE（マイス）とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行【インセンティブ旅行】（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition /Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。</p> <p>「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値として、ビジネス・イノベーションの機会の創造、地域への経済効果、国・都市の競争力向上などの効果が期待される。</p>
NPO	<p>民間非営利法人組織（Non-profit-Organization）の略。利益を上げることがを目的とせず、行政や民間企業ではカバーできない社会的な問題の解決に向けて活動する民間団体のこと。</p>
PDCA サイクル	<p>事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。</p>
PFI	<p>Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の頭文字の略。</p> <p>民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設の整備などの促進を図るための措置を講ずることなどにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもの。</p>
SDGs	<p>SDGs（エスディーゼーズ）とは、Sustainable Development Goals（サステイナブル ディベロップメント ゴールズ）の略称であり、「持続可能な開発目標」と訳され、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。</p> <p>持続可能な世界を実現するために17のゴール（国際目標）と169のターゲット（達成基準）から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。</p>

ア行

空き家バンク制度	<p>本市に定住を希望する人に対して、市内の空家の情報を提供し、本市への転入及び定住を促進し、空家の増加抑制を図ることを目的とした制度。所有者などが登録の申込を行い、適切であると認められた空家を泉佐野市空き家台帳に登録し、市のホームページなどに公開する。</p>
アクセシビリティ	<p>ある施設や場所への近づきやすさ、アクセスのしやすさのことで、利用しやすさや交通の便などの意味を含む。</p>
インバウンド	<p>インバウンドツーリズムの略。外国人の訪日旅行及び訪日旅行客のことで、日本以外に居住する外国人が日本を訪れ、日本国内を旅行することをいう。近年、訪日外国人旅行者が劇的に増加しており、観光のみならず、小売業や飲食業等、日本経済の活性化につながる事が期待される。</p>

インフラ	インフラストラクチャーの略で、道路、河川、公園、電気、通信施設、上下水道の都市施設の総称。
延焼遮断帯	広幅員の道路と沿道の耐火建築物などにより構成される帯状の不燃化空間のこと。地震等によって発生した火事の燃え広がりを防ぐのに効果がある。
大阪府ため池防災・減災アクションプラン	近年頻発する集中豪雨や大規模地震等の自然災害に対応するため、ため池の老朽対策や耐震対策、ハザードマップ作成などの防災・減災対策を総合的に推進するための計画で、平成 27 年 11 月に策定されている。
大阪府電線地中化マスタープラン	道路上から電柱を無くすことで、都市防災の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保を図るための計画で、平成 12 年 12 月に策定された。本計画で「優先して地中化すべき地域」として 48 地区約 84km が選定されており、本市を通る国道 26 号、大阪和泉南線が含まれている。
オープンスペース	公園、広場、河川、ため池、山林、農地、海等の建物によって覆われていない土地のこと。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

カ行

気象緩和	樹木などの緑により気象要素の変動が緩和される森林の持つ公益的機能の一つ。 夏期の高温緩和（樹葉の日射遮蔽、日射エネルギーの蒸発散）、冬期の低温緩和（樹木で覆うことによる放射冷却の低減）、乾燥緩和（樹葉の蒸発散）、強風緩和等がある。また、河川、ため池、水田等の水面にも水分の蒸発などによる高温緩和効果がある。
旧耐震基準	地震に対して安全な建築物する基準を建築基準法で定められており、1981（昭和 56）年 6 月 1 日の建築基準法の改正において耐震基準が改正されている。改正以前の基準のことを「旧耐震基準」と呼び、改正以降の基準を「新耐震基準」と呼ぶ。
狭隘道路	幅員 4 メートル未満の道で、一般の交通に供されているもの。
供給処理施設	上水道、下水道、ごみ焼却施設等の都市活動に不可欠な施設のことで、都市施設として、都市計画に定めることができる。
居住調整地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。 都市の再生を図るため、今後工場などの誘導は否定しないものの住宅地化を抑制すべき区域で、「都市再生特別措置法」に基づき「立地適正化計画」に定めることができる。
区域区分	都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための区分で、「市街化区域」と「市街化調整区域」を区分できる制度。 なお、市街化区域と市街化調整区域に分けることを「区域区分」または「線引き」といい、都道府県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）で定めることができる。

下水道(汚水)人口普及率	下水道整備(汚水)の進捗状況を表す指標で、総人口に対して公共下水道を利用することができる人口の割合。
下水道ストックマネジメント計画	下水道施設を財源的な制約のもと適切に管理していくために、中長期的な視点で計画的かつ効率的に維持管理・改築を実施するための計画。
公営住宅等長寿命化計画	公営住宅等の状況を把握し、用途廃止や建替、修繕・改善等の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図るための計画で、本市では平成28年3月に策定している。
公共施設等総合管理計画	公共施設等について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の適切な配置を実現するための計画。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。 用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限を定める。
コーディネート	円滑に物事を推進するために、関係する人や機関等の調整を行うこと。そのような調整を行う人や機関のことを、コーディネーターという。
国土強靱化地域計画	大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進していくための計画で、本市では平成30年3月に策定している。
国土利用計画	国土利用計画法に基づき、国土の利用に関して基本的な事項を定めるものであり、国が全国計画を定め、都道府県・市町村はそれぞれの区域について定めることができる。 「大阪府国土利用計画(第5次)」が平成29年3月に策定されており、泉佐野市は未策定である。
コミュニティサイクル	レンタサイクルの形態のひとつで、まちの一定範囲内に複数の自転車貸出場(サイクルポート)を設置し、借りている自転車を好きな場所で貸出・返却できる新しい交通手段。中心部での道路混雑の緩和や、環境負荷の低減、観光周遊の利便性の向上を目的に取り組む事例が多い。

サ行

サイクル・アンド・ライド	自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車で移動し、駐輪場に置いて鉄道やバス等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。パーク・アンド・ライドと同様に、中心部での道路混雑の緩和や環境負荷の低減、公共交通の利用促進を目的に取り組む事例が多い。
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する地域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
市街地開発事業	都市計画法第12条に定める「土地区画整理事業」、「新住宅市街地開発事業」、「工業団地造成事業」、「市街地再開発事業」、「新都市基盤整備事業」、「住宅街区整備事業」及び「防災街区整備事業」のこと。

<p>重要文化的景観</p>	<p>文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものこと。</p> <p>文化的景観の中でも景観区域または景観地区内にある特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定される。重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出る必要がある。</p>
<p>消防活動困難区域</p>	<p>消防自動車の出入りができる幅員6メートル以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた区域をいう。</p>
<p>人口集中地区(DID)</p>	<p>市区町村の区域のうち、人口密度が特に高い地域のこと、国勢調査の集計のために設定される統計地域。</p> <p>設定基準は、市区町村内で人口密度が4,000人/km²以上の調査区が隣接し、それらの隣接した地域の合計人口が5,000人以上となる地域。略称はDID(dissociative identity disorder)。</p>
<p>人口動態(自然動態・社会動態)</p>	<p>一定期間中の人口の変動のこと、出生・死亡に伴う自然動態と転入・転出に伴う社会動態を合わせた人口の動きのこと。</p>
<p>人口ビジョン</p>	<p>本市の今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示した計画。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連動しており、本市では平成27年10月に策定している。</p>
<p>森林環境譲与税(森林環境税)</p>	<p>温室効果ガス排出削減、災害防止のための森林整備、市町村の森林管理システムの創設を目的に、間伐や路網等の森林整備、森林整備を促進する人材育成・担い手の確保、木材利用の普及啓発の財源として、「森林環境税」「森林環境譲与税」の税制度が併せて創設された。</p> <p>森林環境税は個人住民税均等割納税者から市町村が徴収して国の特別会計に入り、間伐などを実施する市町村やそれを支援する都道府県に森林環境譲与税として譲与(分配)される。</p>
<p>スプロール</p>	<p>市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街化が進むこと。</p>
<p>3R活動</p>	<p>リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の3つのR(アール)の総称。3つのRに取り組むことでごみをできる限り少なくし、環境への悪影響を減らすことと、限りある地球の資源を有効に使う社会(循環型社会)をつくろうとするもの。</p>
<p>生産緑地地区</p>	<p>都市計画法の地域地区の一つで、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の以下に該当する一団の農地等のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している ・農林業の継続が可能な条件を備えている ・面積500㎡以上の区域(条例で300㎡に引下げ可能) <p>なお、生産緑地は当該地区指定の告示の日から30年を経過すれば、市町村に当該敷地を時価で買い取るべき旨を申請することができる。</p>

<p>生物多様性の保全</p>	<p>生物多様性は、地球上に存在するさまざまな生物の違いやつながりを示すことばで、互いに影響しながら共存することで、食材の供給や、地球環境の維持など、様々な恩恵を受けられる。</p> <p>開発等によって生態系の破壊が進むことが、生物多様性を脅かす大きな要因となっており、山や海や森林だけでなく、都市においても生物多様性を保全することが必要となっている。</p>
<p>促進区域</p>	<p>都市計画法で定める、市街地の再開発などを促進するために定められる区域のことで、市街地再開発促進区域、土地区画整理促進区域、住宅街区整備促進区域、拠点事業市街地整備土地区画整理促進区域の4種類の区域の総称。</p>

タ行

<p>ダイオキシン類</p>	<p>有機塩素化合物の一つで、3種類の物質群の総称。ものの燃焼過程で生成され、自然環境中ではほとんど分解されず、大気、水、土壌等から食物を通して動物や人の体に取り込まれる。長期間摂取した場合に毒性があると言われているため、ダイオキシンの増加を防止する必要がある。</p>
<p>耐震改修促進計画</p>	<p>地震発生時における建築物の倒壊などの被害から、市民の生命及び財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断や耐震改修を計画的に促進するための方法及び基本的な枠組を定めるための計画で、本市では平成29年3月に策定している。</p>
<p>代表交通手段</p>	<p>移動の際に利用する交通手段には、鉄道、バス、自動車、二輪車（自動二輪・原付、自転車）、徒歩、その他（飛行機、船舶等）があり、1つのトリップの中でいくつかの交通手段を利用している場合、そのトリップの中で利用した主な交通手段。</p>
<p>(森林の)多面的な機能</p>	<p>生物多様性保全（生物種・生態系保全等）、地球環境保全（二酸化炭素吸収等）、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能（大気浄化等）、保健・レクリエーション機能、文化機能（景観、学習・教育等）、物質生産機能（木材等）等の国民の生活と深く関わる極めて多くの機能。</p>
<p>地域地区</p>	<p>都市計画区域内において、その利用目的によって区分し、建築物などに必要な制限をかけることで、地域または地区の適正かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。</p> <p>地域地区には、用途地域、高度地区、都市再生特別地区、居住調整地域、防火・準防火地域、風致地区、臨港地区、生産緑地地区等があり、地域の特性に応じて定められるもので、必要に応じて複数の地域地区を重複して定められる場合もある。</p>
<p>地域の絆づくり登録制度</p>	<p>泉佐野市で行っている避難行動要支援者（ひとり暮らしの高齢者や障害のある人等）を対象に災害時の情報伝達・避難行動の支援・安否確認等を円滑に行うための登録制度。登録申請を市で受付し、登録された情報を関係機関や支援団体と相互に情報共有することで、災害時の支援体制づくりを行う。</p>
<p>地域防災計画</p>	<p>災害対策基本法第42条の規定及び南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく計画で、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務及び業務</p>

	を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とするもので、本市では、平成 28 年 7 月に修正されたものが最新となっている。（平成 31 年 3 月時点）
地球温暖化対策	地球温暖化とは、二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスの増加により、地球の気温が高まる現象のことで、自然や生活環境に各種の影響（海面の上昇、農林業への被害等）が生じることが予測されている。地球温暖化の防止に向けて、化石燃料の使用量の削減などにより、二酸化炭素の排出量削減を図っていくなどの対策が求められている。
地区計画	都市計画法に基づく制度で、地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、住民が主体となって話し合い、考えを出し合いながら、区画道路、公園等の配置や、建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地の規模などを地区のルールとして定める。
地区計画の申出制度	都市計画法に規定されている制度で、住民や利害関係者から、地区計画に関する都市計画の決定や変更、案の内容となるべき事項を申し出ることができる制度で、市の条例で申出の方法を定めることができる。
低炭素まちづくり計画	都市における温室効果ガス（主に二酸化炭素）の排出を抑制するため、低炭素化の促進に関する目標や施策を記載した計画のことで、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき市町村が作成する。
田園住居地域	平成 30 年 4 月より導入された新たな用途地域で、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅の良好な住居の環境を保護するために定められた地域。 低層住居専用地域に建てられるもののほか、農産物直売所や農家レストランなどを建てることことができる。
特定用途誘導地区	都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市の再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設等の都市機能増進施設を誘導するために都市計画で定められる地区。 「都市再生特別措置法」に基づき「立地適正化計画」において定めることができ、誘導する建築物について、容積率や用途の制限を緩和できる。
都市・地域マネジメント	地域の実態把握や課題分析を通じ、地域の活性化や地域の価値の維持・向上等の目的を設定し、その目的達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、活動すること。
都市計画区域	自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状や推移等から、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域で、都道府県が指定する。都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それに基づいて土地利用規制や都市計画事業等が実施される。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称。
都市計画提案制度	都市計画法に規定されている制度で、都市計画区域のうち、一定規模以上の一団の土地において、一定の条件を満たした場合に、土地の所有者やまちづくり N P O 法人等が、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できる。

都市計画道路	<p>都市計画法に定める都市施設の一つ。</p> <p>健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が十分確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画の一環として決定された道路。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路（歩行者専用道路等）の4種類がある。</p>
都市計画法	<p>農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るための法律。</p> <p>基本的な仕組みは、まちづくりを行う区域を「都市計画区域」に指定し、その都市計画区域の中においてさまざまな区域・地域・地区を指定し、都市施設の整備や市街地開発事業の推進を図ることを目的としている。</p>
都市計画法認可区域(下水道)	<p>下水道は都市計画法に定める都市施設の一つ。</p> <p>公共下水道事業は都市計画法の計画決定及び認可と下水道法の認可を要する事業で、その認可を受けた区域のことをいう。事業の進捗に合わせて拡大・見直しの変更認可を得ながら整備を進める。</p>
都市景観形成重点地区	<p>泉佐野市都市景観条例で定められた地区のことで、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を市長が指定することができる。</p> <p>都市景観形成重点地区で建築物や広告物、工作物の新設、増設や、外観の色彩の変更などを行う場合は、届出が必要となる。現在、りんくうタウンが指定されている。</p>
都市再生特別措置法	<p>急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るために制定された法律。</p> <p>民間主導による都市再生の推進や、都市再生整備計画に基づく事業の推進、立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例などの特別の措置について定めている。</p>
都市施設	<p>都市計画法に定める、交通施設・公共空地・供給施設・処理施設・河川・教育文化施設・医療施設・火葬場・住宅施設・官公庁施設等の施設の総称。</p>
都市の低炭素化の促進に関する法律	<p>都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針について定めるとともに、低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別措置、低炭素建築物の普及促進のための措置を講じ、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的とした法律。「エコまち法」とも呼ばれる。</p>
土砂災害特別警戒区域	<p>土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき指定する区域で、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の他に、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）がある。</p> <p>土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告などの制度がある。</p>
土地区画整理事業	<p>都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、地権者が土地を出しあうこと（減歩）等により道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地利用増進を図る事業のこと。</p>

ナ行

南部大阪都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）	都市計画区域マスタープランは、都市計画法に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である。 南部大阪都市計画区域マスタープランは、「大阪府国土利用計画（第4次）」に適合させた上で、土地利用や都市施設、市街地開発事業等の方針を示している。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（第6条第1・2項）で定められる区域で、今後相当長期（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図る地域として指定された地域。
農地転用	農地として登記してある土地を、他の用途に転用することで、農地転用する場合、市街化区域内は届出、それ以外は許可が必要となる。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（第8条第1・2項）で定められる区域で、農業振興地域内にある集団的に存在する農用地等（耕作、養畜のための採草、家畜の放牧等に供される「農用地」や、農業用施設の用に供される土地等）として利用すべき土地のこと。

ハ行

パーク・アンド・ライド	自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停まで移動し、駐車場に車を置いて鉄道やバス等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。サイクル・アンド・ライドと同様に、中心部での道路混雑の緩和や環境負荷の低減、公共交通の利用促進を目的に取り組む事例が多い。
パーソントリップ調査	“人（パーソン）の動き（トリップ）”を把握する調査で、どのような人がいつ、どこから、どこまで、どのような目的で、どのような交通手段で動いたかについて調査し、人の1日の動きの全てをとらえるもの。概ね10年毎に都市圏単位で実施されており、京阪神都市圏では、平成22年度に5回目の調査が実施されている。
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所等の防災関係施設の位置などを示した地図のことで、本市では、津波・洪水・土砂災害のハザードマップを作成している。また、地区別のハザードマップも作成している。
バリアフリー	障害者・高齢者等ハンディキャップを持つ人が、社会生活をしていく上で障害（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
（国史跡）日根荘遺跡	泉佐野市全域及び熊取町の一部に広がる中世荘園跡で、天福2年（1234）に摂関家九条家領の荘園として誕生した。 正和5年（1316）に荘園の様子を描いた『日根野村荒野開発絵図』や文亀元年（1501）に大木長福寺に滞在した九条政基のその時の日記『政基公旅引付』が有名。800年経た現在も社寺境内地、ため池や水路が残っていることから平成10年に国史跡の指定を受けている。
日根荘大木の農村景観（重要文化的景観）	泉佐野市大木地区は、平成25年に大阪府初の重要文化的景観に選定された。豊かな自然と山間部の盆地ならではの地形を活かした伝統的な農村風景と国史跡日根荘遺跡に指定された中世日根荘由来の寺社やお堂等が、景観の重要な構成要素に特定されている。

風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一種。 都市の風致を維持するために定められる地区で、良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域等を指定し、生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境の維持を図っている。 建築物の建築、宅地造成、木竹の伐採その他の行為について規制を設けることができる。
ベッドタウン	大都市近郊にある、大都市への通勤者の居住地となっている郊外住宅地。
防火地域・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。 市街地における火災の危険を防ぐために定められる地域で、建築基準法と連動して建築物の構造や材料の制限が設けられている。
ほ場整備	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって農業の生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。
ホスピタリティ	人が人に対して行う、思いやりやもてなしの行動や考え方のことで、相手にとって心地よい行動やサービスそのものを意味する。

マ行

まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口ビジョンで示しためざすべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、5年間で目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を示した計画で、本市では平成27年10月に策定している。
マネジメントシステム	組織などが定めた方針や目標を達成するために、組織を適切に指揮・管理するための仕組みのこと。
密集市街地	古い木造の建物が密集して、道路が狭く公園が少ないために、地震や火事の時に大規模な火災になる危険性が高く、避難しにくい市街地。

ヤ行

ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。 めざすべき市街地像に応じて、区域ごとに建ててよい建造物の種類、用途、容積率、建蔽率、日影等を制限した地域のこと。大きくは住居系、商業系、工業系に分けられ、全部で13種類に分類される。（本市の用途地域の指定状況は、本計画書P26参照）

ラ行

ライフサイクルコスト	製品や構造物等の企画、設計から製造・建設、仕様、廃棄・解体に至るまでの一連の過程をライフサイクルといい、この期間で必要な全ての費用をライフサイクルコスト（Life Cycle Cost）といい、LCCと略される。建物や構造物を計画的に維持管理・改築更新を行うことで、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを削減することが重要とされている。
------------	--

立体都市計画制度	道路、河川、その他の都市施設を整備する立体的な範囲（空間及び地下）を都市計画上で明確にし、都市計画施設に支障がない場合には、建築制限を適用除外又は建築を許可することで、建築の自由度を高め、適正かつ合理的な土地利用の促進を図る制度。
立地適正化計画	急速な人口減少や少子高齢化等により都市の活力が低下している中で、住民の日常生活に係る福祉・医療・商業等の都市機能や居住機能の誘導と、公共交通の充実を図ることで、都市の集約化と活力ある市街地の維持を図るための包括的な計画。 市町村が作成し、都市計画マスタープランの一部とみなされる。
緑地保全地域	生物多様性の確保などの観点から重要性が高い、市街地内及びその周辺の里地・里山等の緑地を、一定の土地利用を容認しつつ保全するための制度で、都市計画法の地域地区として市町村（広域は都道府県）が都市計画に定めることができる。 地域内での建築等の行為の着手前に届出が必要で、行為の中止命令（損失は補償される）も可能となり、その規制基準等を示した緑地保全計画を定めなければならない。
緑化重点地区	「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことで、みどりの基本計画に地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めることができる。 比較のみどりが少ない地区での重点的な緑化推進等、市町村の緑化事業のモデルとなるような地区であり、公共公益施設の緑化施策や緑化推進の官民連携方針等を定める。
6次産業化	1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

フ行

ワークショップ	講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学び合ったり作り出したりする検討手法。
ワークライフバランス	仕事と、育児や介護、趣味、休養、地域活動などの仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。